

令和5年度前期 一宮市リサイクルセンター資源回収鉄屑等売却業務に関する仕様書

業務名

令和5年度前期 一宮市リサイクルセンター資源回収鉄屑等売却業務

施行場所

所在地 一宮市奥町字六丁山5 2番地

施設名 一宮市環境センター内 リサイクルセンター

売却品及び推定売却量

対象の金属類は、一宮市が空き缶・金属類収集業務で収集し、リサイクルセンターで選別処理したもの（以下、資源回収鉄屑等という。）とする。

推定売却量は以下1～4のとおりであるが、これらは令和4年度の4月から9月の実績を基に推計した量であって、実際の搬出量を保証するものではなく、実際の搬出量が推定売却量と異なる場合でも、契約単価での売却とする。

- | | |
|------------------|------------|
| 1. アルミプレス金属 (CP) | 約92, 800kg |
| 2. プレス金属 (CP) | 約91, 700kg |
| 3. ウス鉄 | 約83, 500kg |
| 4. アルミ屑 | 約17, 000kg |

*なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、一時的に金属類の受け入れを中止する等の事情が生じた場合、上記に示した推定売却量を大幅に下回る可能性がある。

売却品の引渡し形状

- | | | |
|---|--------------------------|-----------|
| 1. アルミプレス金属 (CP) | アルミ缶プレス金属 (600×600×300) | 重量約30kg／個 |
| 2. プレス金属 (CP) | スチール缶プレス金属 (600×600×200) | 重量約80kg／個 |
| 3. ウス鉄 バラ (鉄系の鍋、やかん、フライパン等) | | |
| 4. アルミ屑 バラ (非鉄金属、主にアルミ金属系の鍋、やかん、フライパン等) | | |

*3はプレス金属に適さない鉄屑等、4はアルミプレス金属に適さないアルミ屑等とする。

売却品の引渡し

- ・アルミプレス金属 (CP) は事前に搬出に必要なパレット、ストレッチフィルム（幅500mm程度）等を受注者で用意・搬入し、平ボディのトラックにて搬出するものとする。
- ・アルミプレス金属 (CP) 以外は環境センターリサイクルセンター敷地内の指定した場所に、品目ごとに入れる為のフックロール荷台を仮置きし、搬出の際に空のフックロール荷台と搬出するフックロール荷台を入れ替えるものとする。なお仮置きするフックロール荷台の大き

さは、プレス金属（CP）・ウス鉄用はそれぞれ25m³程度、アルミ屑用は8m³程度とする。

・上記以外の方法で引渡しを希望する場合、その方法について一宮市と事前に協議し、了承を得ること。また、その場合に必要な資材は受注者で用意し、設置すること。

・積込みは、原則としてリサイクルセンター運営会社である一宮環境テクノロジー株が行う。

・通常、1～3車／日の引き取り車数が必要になるので、一宮環境テクノロジー株の処理に支障が起きないよう、余裕のある配車予定を組むこと。

・環境センター及びリサイクルセンターは、ゴールデンウィーク・お盆休み期間中も開場・運転・作業を行っており搬出物が選別・産出されるため、一宮環境テクノロジー株などと事前調整のうえ、回収を行うこと。

・搬出は一宮市環境センターの受付時間（8：45～12：00、13：00～16：30）内に行い、1日の搬出回数はリサイクルセンターの処理に支障のない回数とするものとする。

・搬出は、原則としてリサイクルセンター運営会社である一宮環境テクノロジー株の指定する日時で行い、詳細については一宮環境テクノロジー株と協議のうえ決定する。なお、日時に変更がある際には、指定した日時より早く搬出できるように手配することとし、この場合は一宮環境テクノロジー株にも必ず事前に連絡すること。

計量方法

計量方法は、搬出物を搬出する際に、搬出物を積んでいない状態でトラックスケールにて計量し、その後搬出物を積み込んだ状態でトラックスケールにて計量し、その差をもって引渡し重量とする。

報告

受注者は回収した金属屑等の引渡し重量を月単位で集計し、翌月の10日（10日が閉場日の場合はその翌開場日）までに環境センター施設管理課に報告書を提出するものとする。

報告書は、業務終了後1年間保存するものとする。

売却代金の精算及び納付方法

市は毎月の報告書により納付書を作成するので、受注者はその納期限までに納付するものとする。

請求額は、品目ごとに1円未満を切り上げた額を合算したものとする。

業務の再委託

1. 包括的な再委託

不可とする。

2. 個別業務の再委託

市と事前に協議し、承認を得るものとする。なお、業務の実施を確認するため再委託業務の受託者は、契約書等の写しを市に提出するものとする。再委託業務の受託者の業務は受注者に準ずるものとする。

3. 再委託業務の受託者

「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものとする。

契約期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日

その他

1. 回収した金属屑等を有価で引き取ること。
2. 使用する運搬車両は、別紙「一宮市リサイクルセンター資源回収鉄屑等の運搬車両届出書」により、あらかじめ市に届出ること。使用する運搬車両の更新等により変更が生じた場合にも逐次、速やかに届出すること
3. 場内には収集委託業者や一般市民の搬入車両も往来するので、安全に努めて速やかに作業を行い、滞留する時間を最低限とすること。
4. プレス金属（CP）・ウス鉄用のフックロール荷台は、原則として旧ストックヤードに仮置きをすること。
5. 搬出時に過積載とならないよう注意すること。
6. 環境の保持のため、資源回収鉄屑等排出場所及び運搬経路の散乱防止に細心の注意を払うものとし、散乱した場合は必ず清掃すること。
7. 搬出等の連絡は、配車担当者が行い、行き違いが発生しないようにすること。
8. 受注者の休業日や、搬出ができない日については、環境センターの土日を除く2営業日よりも前にリサイクルセンター運営会社である一宮環境テクノロジー㈱に連絡すること。
9. 売却物品の引渡し及び計量方法について変更があった場合、一宮市の指示に従うこと。

別 紙

一宮市リサイクルセンター資源回収鉄屑等の運搬車両届出書

一宮市リサイクルセンターから排出される資源回収鉄屑等の運搬業務の運搬に使用する車両について、下記のとおりお届けします。

令和5年4月1日

(あて先) 一宮市長

印

記

1. 車両区分 最大積載量

2. 車種

3. プレートNo.